

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和元年6月19日現在

機関番号：32702

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K03123

研究課題名(和文)競争的権威主義体制と立憲民主政の相互作用 - 東アジアの場合

研究課題名(英文)The interaction between Authoritarianism and Constitutional Democracy

研究代表者

松平 徳仁 (Matsudaira, Naruhito)

神奈川大学・法学部・准教授

研究者番号：70554872

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究を通じて、「民主主義対立憲主義」の二項対立や、民主主義を権威主義において把握しようとする学界通説的傾向に反論を提示できた。全体として、当初の計画どおりに「権威主義体制と立憲民主政の相互作用 - 東アジアの場合」というテーマで研究内容の総括を行い、専門家的権威の衰退とそれに伴うポピュリズムの興隆、立憲主義的権威の衰退をエスニックな共同性=ナショナリズムで糊塗する傾向、権威・寡頭制的要素と反権威主義を同時に内包する現実の民主政における立憲主義の役割、競争型権威主義の影響を受けている東アジア諸国の憲法体制の展望を明らかにすることはできたと考える。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、比較憲法研究の共通枠組みの正確さと実用性を、日本をその一部とする東アジア地域の憲法状況の分析を通じて検証するというものであり、その点で独創性がある。また本研究は、リベラル・デモクラシーを完全に採用せず、シンガポールなどで見られるような競争型権威主義を志向する中国の大国化や、香港・台湾の学生によるラディカル・デモクラシーの試みで見られるような反権威主義的傾向について、憲法学および関連の社会科学にもとづく体系的説明・分析を可能にするだけでなく、一見中国語圏の「民主化」運動とは反対の方向に向かっている、日本における立憲民主政の動揺についても批判的視座を提供するものであり、有意義である。

研究成果の概要(英文)： This research project shows the traditional understanding of authoritarianism cannot account for the constitutional/ political systems in the East Asia, including Japan, Singapore, even China. As Mark Tushnet suggests in his famous article "Authoritarian Constitutionalism", today's authoritarian regimes are diverse and highly competitive. Modern idea of rule of law and judicial review can be partially adopted by authoritarian regimes, as tool of consolidating one-party oligarchy or dictatorship. Especially recent China presents a strong case for such authoritarian renaissance, considering that she has enabled the coexistence of one-party rule, high economic growth, suppression of political freedom and protection of economic rights. On the other hand, courts in constitutional democracies are facing challenge from authoritarian political branches. They take the power by appealing to voters nationalistic passion and crushing the authority of leading elite in these democracies.

研究分野：憲法学

キーワード：立憲主義 権威主義 民主主義 競争性 東アジア

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

## 1. 研究開始当初の背景

英語圏の比較憲法研究では、権威主義と立憲主義(ないし憲法制度としての民主政)の違いが相対化しつつある現象について、一般理論を構築し、それを各国家・地域の憲法状況にあてはめて考察する研究成果が多く公表されている。それにたいして、日本の学界ではいまだ無関心のようなのである。わが憲法学は、日本の憲法状況を、アメリカ・イギリス・ドイツ・フランスといった欧米の立憲民主政先進国の学説・違憲審査実務に照らして検討・分析することを伝統としており、権威主義と立憲主義、また論者によっては立憲主義と民主主義を対立関係においてとらえてきた。この伝統から離れ、日本の憲法状況を東アジアの新興民主政および権威主義体制諸国とリンクして考察すること自体、そもそも想像すらできない。欧米起源の憲法学に準拠しながら、立憲民主政と権威主義をいったん相対化したうえで日本を「東アジアにおける比較憲法」の俎上に載せる国内の研究は現段階、皆無といつていい(わずかに紹介程度のものとして、松平徳仁「立憲民主政の心・技・体」[2014])。

本研究申請者は、上述の「権威主義と立憲民主政の相対化・相互作用」を主題化するに至った比較憲法の新しい流れに対する国内学界の対応に疑問をもっている。

## 2. 研究の目的

本研究は、北米中心の比較憲法研究で近時主題化がすすんでいる「競争型権威主義」の概念に象徴されるような、立憲民主政と権威主義体制の相違の相対化を、東アジアを素材に検証することを目的とする。本研究を通じて、リベラル・デモクラシーに軸をおく立憲民主政を完全に採用せず、シンガポールなどで見られるような競争型権威主義を志向する中国の大国化や、香港・台湾の学生による、体制外のラディカル・デモクラシーの試みで見られるような反権威主義的傾向について、憲法学および関連の社会科学にもとづく体系的説明・分析は可能になり、また中国語圏の「民主化」運動とは反対の方向に向かっているかに見える、日本における立憲民主政の動揺についても批判的視座が獲得されることが期待される。

## 3. 研究の方法

(1) 平成 27 年度には基礎を固めるべく、ヨーロッパの憲法・政治哲学における関連研究の資料収集および研究者間の意見交換、本研究申請者が構築した国際的な比較憲法研究者・研究機関のネットワークを通じた交流によって研究を進める。

(2) 平成 28 年度には、研究モデルの確立、東アジアなканずく中国語圏におけるその実証・応用を念頭に、アジア憲法フォーラムなどの国際学会の場や学際的な研究者交流を通じて初歩的な研究成果を公表し、フィードバックを得る。

(3) 平成 29 年度には、「権威主義体制と立憲民主政の相互作用 東アジアの場合」というテーマで研究内容の総括を行い、専門家的権威の衰退をエスニックな共同性に根拠を求める権威主義で糊塗する傾向、権威・寡頭制的要素と反権威主義を同時に包摂する現実の民主政における立憲主義の役割、競争型権威主義の影響を受けている東アジア諸国の憲法体制の展望を明らかにする。その後、最終的な研究成果を長篇の論文ないし単著としてとりまとめる。

(4) ただし、国際学会の開催時期や学術雑誌の査読体制等により、延長を申請することはありうる。方法論としては、東アジアの問題状況を意識しつつ、社会科学の一環として、権威主義と立憲主義の相互連関に関する比較憲法の一般理論の点検を行うものである。

## 4. 研究成果

### (1) 問題状況

欧米の比較憲法学界では近時、「民主政の不景気」(democratic recession)と、それに伴う権威主義体制の再登場に対応する「競争型権威主義」(competitive authoritarianism)と立憲主義の形式的利用・相対化(abusive constitutionalism)がクローズアップされている。近隣に目をむけば、シカゴ学派による国家建設の処方箋を受け入れ、実行した中国の高度経済成長および大国化は、権威主義体制が立憲民主政に対して強い競争力をもちうることを示した例といえる。他方、グローバリゼーションから派生した無秩序の国際競争を生き残るためには、各国はいま、20 世紀型の行政国家・福祉国家から離脱し、「市場国家」か「安全保障国家」の二者択一、あるいは両者の抱き合わせをするよう、憲法の書き換えを迫られている(長谷部恭男『憲法とは何か』[2006])。新自由主義(ネオリベ)にもとづく国家の経営を強いられている各国政府にとって、格差の拡大にともなう「痛み」と「行き詰まり」をネオコン的な安保政策で緩和することが、安価に、容易に実行でき、かつ短期間に効き目を期待できる魅力的な選択肢である。この新しい問題状況を解析し、説明するため、かつて欧米のリベラル・デモクラシーと権威主義体制の間に揺れ動いていたラテンアメリカやアジア諸国(コロンビアやシンガポールなど)で見られる、権威主義と立憲民主政が共存する現象の一般理論化が比較政治・比較憲法学者によって進められている。東アジアにかんしては、従来、これは立憲民主政への過渡期的現象として説明されてきたが(新興民主政と「儒教的立憲主義」Tom Ginsburg, *Judicial Review in New Democracies* [2003])、近時の研究は、立憲的統治をとりいれる競争型権威主義体制の安定性・持続性仮説、立憲主義と権威主義体制の違いの相対化(以上 Mark Tushnet, *Authoritarian Constitutionalism* [2014]、David Landau, *Abusive Constitutionalism*[2013])、立憲民主政における権威主義の復活傾向(Richard Albert, *Constitutional Amendment* [2014])を強調しているところに特徴がある。

## (2) 成果

(a) 本研究は、まず、原理・秩序にもとづく権威主義(専制・寡頭制を含む)と、そうした秩序・権威に反対する民主主義という2つの理念型を対置したうえで、純然たる民主主義体制は存在せず、また政治上いかなる権威主義も民主的正当性による補完がなければ成り立ちえないので、現実の民主政は必然的に権威主義との混合的形態をとることになること、立憲主義は、前者の反権威的な要素と、後者のエリートによる嚮導・制御を、立憲民主政という形態で両立させるための思想・仕組みであり、民主主義の対抗理念ではないが、軸足の置き方のいかによっては立憲民主政と権威主義体制の違いが相対化されうることを明らかにし、もって本研究の基本的枠組みとした。(b) 現在最新の比較憲法研究で注目されている「競争型権威主義」、「権威主義的立憲主義」などといった現象を(a)の枠組みで説明・論証する。(c)(a)・(b)をふまえて、東アジアにおける応用として、現在起きている事態はグローバル化への対応として登場した市場国家・安全保障国家が試みる、ethnos(ナショナリズム・宗教・伝統的な共同体意識)の再利用による権威主義の強化であり、民主主義(支持の動員・集団的不満の発散)と立憲主義(法的正当性・安定性の供給)はいわば手段・道具としての価値を認められているにすぎない、ということ立証することができた。

とりわけ については、本研究を通じて民主主義対立憲主義の二項対立や、民主主義を権威主義において把握しようとする学界通説的傾向に反論を提示できたと考える。すなわち、(1) レヴェルを異にする民主主義と立憲主義は比較不能であり、理念型の立憲主義と現実の民主主義を対比させるのは、ミスリーディングといわなければならない。(2) 民主主義の弊害とされている多数決、代表制と熟議をはばむ決断主義的主権は、歴史的にも論理的にもむしろ、反民主主義から派生したものである。(3) 統治機構内部における政治部門と司法審査の緊張関係で前者が援用する民主的正統性は民主主義とはそもそも別物である。(4) 戦後民主主義批判のコンテキストで、日本的「総意」をJ・S・ミルのいう多数者の暴政にいかえ、それを民主主義と同定する見解もあるが、世間・空気が伝える総意は、主体性と責任の引き受けを拒否する個人や集団がみずからの恣意的な個別意思を一般意思にすりかえるものであり、そもそも民主主義に反する。

全体として、当初の計画どおりに「権威主義体制と立憲民主政の相互作用 東アジアの場合」というテーマで研究内容の総括を行い、専門家的権威の衰退をエスニックな共同性に根拠を求める権威主義で糊塗する傾向、権威・寡頭制的要素と反権威主義を同時に内包する現実の民主政における立憲主義の役割、競争型権威主義の影響を受けている東アジア諸国の憲法体制の展望を明らかにすることはできたと考える。

## (3) 発見した新たな課題

「権威主義のルネサンス」とは対照的に、国益の見地からグローバル資本主義を受容した立憲民主政諸国の多くは、その標準装備である、「市場国家」(market state)と「安保国家」(national security state)の相互作用がもたらす民主主義の不況にあえいでいる(森政稔『迷走する民主主義』(筑摩書房、2016)61頁以下参照)。ステート・ビルディングを市場に丸投げした国家は、そのことで個人を、健康で文化的な最低限度の生活と幸福追求権の剥奪という実存的不安へと追いこんでおきながら、問題を国家安全保障のコンテキストでしかとらえられないために、有権者に排外主義的な安心感を売りこむ排外主義・ナショナリズムの台頭をみずから招いてしまうハメになった。また、ヨーロッパにおけるネオナチの台頭や、トランプ政権の登場など近年の政治的反動で立憲主義の「権威」と競争性が大きく損なわれたいま、欧米以外で「権威主義のルネサンス」と競合する立憲民主政を支えるローカルな論証を、当事者自身が考えなければならない。このパラダイムの転換が、2020年代の憲法理論および実務上の重要課題となるであろうと考えられる。

引用文献は本文に掲げた

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 2 件)

松平徳仁、権力者の自己言及、法律時報、査読無、89巻5号、2017、39-44

Bruce Ackerman, Tokujin Matsudaira, Cry Havoc and Let Slip the Constitution of War, Foreign Policy, 査読有, 2015

[https://foreignpolicy.com/2015/09/28/japan\\_constitution\\_war\\_peace\\_article\\_self\\_defense\\_force\\_shinzo\\_abe\\_obama/](https://foreignpolicy.com/2015/09/28/japan_constitution_war_peace_article_self_defense_force_shinzo_abe_obama/)

〔学会発表〕(計 1 件)

Tokujin Matsudaira, The Twilight of Japan's Postwar Constitution, The International Society of Public Law 2018 Conference (Hong Kong), 2018

〔図書〕(計 2 件)

松平徳仁 他、日本評論社出版、憲法の尊厳、2017、400

松平徳仁 他、弘文堂出版、現代社会と憲法学、2015、200

〔産業財産権〕

出願状況（計 0 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年：  
国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究分担者

研究分担者氏名：なし

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

### (2) 研究協力者

研究協力者氏名：ブルース・アッカマン、サンフォード・レヴィンソン、トム・ギンズバーグ

ローマ字氏名： Bruce Ackerman, Sanford Levinson, Tom Ginsburg

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。